

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、国民年金への加入が認められた当初は、生活が苦しく保険料を納付できるような状態では無かったので、加入手続を怠っていたが、A 市役所で申請免除のを知り、3 年間続けて保険料納付の申請免除手続を行った。それにもかかわらず、昭和 61 年度の 1 年間しか記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金法の改正に伴い、昭和 57 年 1 月 1 日から国民年金に加入できるようになったが、申立人に付番された国民年金手帳記号番号の付番時期から、申立人の主張どおり、国民年金に加入できるようになって約 4 年後の 61 年 3 月より後の時期に加入手続を行ったことが推認できる上、社会保険庁の記録から、昭和 61 年度の国民年金保険料の納付を免除されていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金保険料の未納期間が 19 年間ある中で、申請免除の手続を 3 回続けて行ったことを明確に記憶している上、申立期間前後についても、申立期間と同様、保険料を納付できないような経済状況にあって、平成元年 3 月ごろに転居したことにより、それまでとは別の国民年金窓口へは申請免除の手続を行うことを躊躇したとする主張も不自然ではない。

さらに、B 市役所で保管している申立人に係る収滞納一覧表には、申立人の生年月日が誤って記録されており、行政側の記録管理に不手際があったことがうかがえる。

なお、申立人は、申立期間①及び②のうち 2 年間に国民年金保険料納付の

申請免除の手続を行ったと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 61 年 3 月より後の時期に払い出され、昭和 61 年度の国民年金保険料の納付が免除されていることから判断して、申立人が申請免除の手続を行ったのは、申立期間のうち 62 年 4 月から平成元年 3 月までの期間とするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和22年2月27日から25年10月1日の期間について、A社（現在はB社）本社の事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格を22年2月27日に取得し、25年10月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和25年10月1日と認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和22年2月から23年7月までの標準報酬月額は600円、23年8月から同年9月までの標準報酬月額は4,500円、同年10月から24年4月までの標準報酬月額は8,100円、同年5月から25年9月までの標準報酬月額は8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月27日から25年10月1日まで
② 昭和25年10月1日から同年10月6日まで

事業主が提出した在職証明書に記載されているとおり、私は昭和22年2月27日にA社D支店から同社本店へ異動し、その後同社C支店へ異動となるまで継続して勤務していた。私は同社で正社員として勤務しており、保険料も毎月給与から控除されていた。申立期間の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 調査の過程において、申立人と同姓同名であり、申立人の基礎年金番号と同一番号が記載された厚生年金保険の被保険者記録が、A社本店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に新たに見付かった。なお、当該被保険者記録には、資格取得日は記載されていないが、昭和23年8月以降の改定された標準報酬月額、資格喪失日（昭和25年10月1日）及び健康保険整理番号

(※※※※番) が記載されていることが確認できる。

また、B社(旧A社)から提出された在職証明書によれば、申立人は昭和22年2月27日にA社D支店から同社本店へ異動した記録となっている。

さらに、調査の過程で見付かった前記名簿については、標準報酬月額の変更等の記録から、社会保険事務所で最初に調製されたA社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が更新されたもの(以下、「更新後の被保険者名簿」という。)であることが推認できる。

一方、最初に調製された名簿(以下、「更新前の被保険者名簿」という。)では申立人の氏名は確認できず、更新後の被保険者名簿に記載されている健康保険整理番号(※※※※番)に相当する被保険者記録欄は被保険者の氏名が読み取れない状態であるものの、更新前及び更新後のそれぞれの被保険者名簿の当該整理番号(※※※※番)の周辺に記載されている被保険者記録を見比べてみると、氏名及び生年月日等が同じである記録が散見される上、申立人が記憶している同僚の氏名も確認できることから、更新前の被保険者名簿の当該整理番号(※※※※番)に相当する被保険者記録欄の記録は申立人のものであることが推認できる。加えて、当該被保険者記録欄の資格取得日は確認できないものの、昭和22年6月に標準報酬月額が改定されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、更新後の被保険者名簿の記録及び更新前の被保険者名簿の健康保険整理番号(※※※※番)に相当する被保険者記録欄の記録が申立人のものであり、同社本店の事業主は、申立人が同社本店に異動した昭和22年2月27日に被保険者資格を取得し、25年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立期間のうち、昭和22年2月から23年7月までの標準報酬月額は600円、同年8月から23年9月までの標準報酬月額は4,500円、同年10月から24年4月までの標準報酬月額は8,100円、同年5月から25年9月までの標準報酬月額は8,000円とすることが妥当である。

- 2 オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和25年10月6日となっており、上記1により同社本店における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、申立人の25年10月1日から同年10月6日の期間は厚生年金保険の未加入期間となる。

しかし、B社から提出された在職証明書により申立人はA社本店から同社C支店に勤務期間が途切れることなく異動していることが確認できることから、申立人の同社C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和25年10月1日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から同年5月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
平成18年4月にA社に入社した。申立期間の給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書並びにA社から提出された申立人に係る賃金台帳及びタイムカードにより、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成18年5月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保存していた申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が平成18年5月1日とされていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月31日から同年8月1日まで

家庭の都合で昭和59年7月31日をもってA社を退職した。厚生年金保険被保険者資格喪失日が同日となっていることにより、7月は未加入となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人はA社に昭和59年7月31日まで勤務していたことが認められる。

また、A社に係る社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録によると、資格喪失日が1日である者は多数存在する一方、昭和59年に資格を喪失した被保険者は申立人と同様に喪失日が末日である者が複数存在する。

さらに、申立人と同じ昭和59年で末日が資格喪失日となっている元従業員の一人は、「切りの良い日まで働いて辞めたと記憶しているから末日の退職だ。」と証言している上、B社（A社を合併）の担当者は「末日に退職した従業員からは保険料を天引きしている。末日の退職日を喪失日として保険料控除をしないということは無い。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年6月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、B社の担当者は、A社が手続を誤ったと考えられるとしていることから、事業主が申立期間に係る資格喪失日を昭和59年7月31日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から同年12月20日まで
昭和30年3月にA社に入社してから平成5年にB社を退職するまで、一度も退職・休職することなく勤務していた。

在職期間中には、B社の関連会社であるC社、D社、E社との間で行き来はあった。

厚生年金保険の記録上で、2か月間の空白期間があるのは納得できないので、調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る出向先であるC社は、A社の関連会社であることが確認できる上、申立人の出向当時の供述は具体的であり、申立人が勤務していたA社の申立期間当時の取締役である元上司及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人がC社の資格を喪失した直後の昭和33年10月1日からA社に戻り継続して勤務していたことが推認できる。

また、元同僚は、「申立人とは申立人のC社の出向時及び出向前後もA社の寮で一緒であった。」としているとともに、「出向前後のA社における申立人の業務内容及び勤務形態にも変更は無く、一貫して正社員として事務職に従事していた。」と供述している。

さらに、A社の申立期間当時の取締役である元上司は、「申立人は出向から戻った際も継続して勤務しており、厚生年金保険の事務手続きがきちんとで

きていたか^{きぐ}危惧するところではあるが、これを確認できる当時の資料は無い。」としている。

加えて、B社（昭和36年に、A社から社名変更）の社史及び元同僚の供述からは、同社は昭和30年ころから各地に支店を開設し事業を拡充しており、申立期間当時には同社の経営状態は上向きであったことがうかがえることから、出向先から同社に戻った従業員への給与も滞ることなく支払われ、社会保険料も継続して控除されていたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和33年12月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認出来る関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和44年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日を昭和46年2月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る事業所における資格喪失日は、昭和61年10月26日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日を昭和62年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月16日から同年8月1日まで
② 昭和46年1月31日から同年2月4日まで
③ 昭和61年7月31日から同年10月26日まで
④ 昭和62年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できない旨の回答をもらったが、各事業所で厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書を持っているので、申立期間①、②、③及び④において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人のA社における被保険者期間は1か月となっているが、昭和44年6月及び同年7月の給与明細書により、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務し、2か月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和44年6月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪しており、全喪時の事業主は、申立期間当時の事業主は死亡しているため不明であるとしているが、厚生年金保険と一体に扱われている厚生年金基金における資格喪失日が昭和44年7月16日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立期間に係る給与明細書及び健康保険組合の記録により、申立人が昭和46年2月3日までB社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和45年12月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の役員は死亡しているため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間②に係る当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、申立期間に係る給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が昭和61年10月25日までD社に勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、61年7月31日に厚生年金保険の

被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、D社は、昭和 61 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険事務所の事業所台帳には、「S61.7.31 全喪 (61.11)」と記載されており、この記載について社会保険事務所は「昭和 61 年 11 月に全喪の届出あるいは全喪処理が行われたと考えられる。」としていることから、当該全喪の処理については同社の全喪日である同年 7 月 31 日にさかのぼって同年 11 月ごろに行われていることが推認できる。

さらに、厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者全員（申立人を含む 28 名）について、同年 10 月の標準報酬月額の時決定を取り消した旨の処理が、全喪後の 61 年 11 月ごろに、同社の全喪日（昭和 61 年 7 月 31 日）にさかのぼって行われており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同年 7 月 31 日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、適用事業所でなくなったとする当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、社会保険事務所の記録では、同社の役員 3 名に係る昭和 61 年 10 月の標準報酬月額を 47 万円と記録していたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（昭和 61 年 7 月 31 日）以降の同年 11 月ごろに取り消し、60 年 1 月にさかのぼって標準報酬月額を 20 万円に引き下げている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 61 年 7 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年 10 月 26 日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和 61 年 6 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

申立期間④については、申立期間に係る給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人が昭和 62 年 9 月 30 日までC社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和 62 年 8 月の社会保険事務所の記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間④の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和 62 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

昭和 54 年 5 月に夫が亡くなった後も、継続して市役所に出向いて国民年金保険料を前納していた。子供の養育費がかさむようになったので、昭和 59 年度からは納付していないが、それまでは納付を続けていた。記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が亡くなった後も、国民年金保険料を継続して市役所で納付し続け、申立期間の保険料も前納したと主張しており、社会保険事務所が保管している申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和 54 年度から 56 年度までの保険料を、いずれの年度とも前納していることが確認できる。

しかし、申立人は、厚生年金保険の被保険者であった夫が死亡したことに伴い、昭和 54 年 7 月 5 日に遺族厚生年金の裁定が行われ同年金の受給を開始したことにより、国民年金の加入資格が任意となっていたところ、市役所が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、57 年 4 月 16 日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、国民年金の被保険者資格を再取得する 61 年 4 月までの期間については、申立人は国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付できない期間となっている上、当該被保険者名簿には、昭和 57 年度から 60 年度まで、国民年金保険料の納付が不要であることを示す「不」印が押されていることから、市役所が申立期間の納付書を発行し、当該期間の保険料を収納するとは考え難い。

また、社会保険事務所で保管している申立人に係る国民年金被保険者台帳にも、同様の国民年金の加入資格に関する記録が記載されており、行政側の記録管理に不自然なところはみられない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、各年度 12、13 万円を前納したとしているが、これは、当時の定額前納保険料額と大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 60 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、すべて妻が行っている。妻は保険料を納付済みとなっているのに、私の分は未納となっているのは、納付できない。記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、市役所で保管している申立人の妻の国民年金被保険者台帳によると、「夫、59 年 4 月末日で退職、国保加入で来庁。しかし、厚年を任意継続するとのこと。」と記載され、申立人の国民健康保険の資格取得日は昭和 59 年 5 月 1 日であることが確認できる上、申立人は、昭和 60 年 12 月 25 日に国民年金の加入手続を行い、59 年 5 月 1 日にさかのぼって強制被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、申立期間当時、申立人は国民健康保険に加入していたが、厚生年金保険任意継続被保険者資格の取得申出をすることで国民年金には加入しなかったため、申立期間は未加入期間であることから、申立人の妻が申立期間の保険料を納付した際に、申立人の保険料を併せて納付することはできない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人及びその妻は、昭和 61 年 1 月以降の国民年金保険料をすべて同一日に納付しているものの、申立人は 60 年 4 月から 12 月までの国民年金保険料を 61 年 1 月 27 日に一括納付しているのに対し、申立人の妻は 60 年 4 月から 12 月までの国民年金保険料を 3 か月ごとの納付期限内にそれぞれ納付していることから推察すると、申立人の妻が同人の保険料納付と併せて申立人の保険料を納付したのは、61 年 1 月以降の保険料であると推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月

一時、国民年金保険料の納付を見合わせていたが、納付を再開してからはいつも夫が私の国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付してくれている。1か月だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が国民年金保険料をきちんと納付していると主張しているところ、申立人が納付を再開した平成18年2月25日以降、社会保険庁のオンライン記録により、ほぼ毎月1回、月末に過年度と現年度の国民年金保険料を併せて納付していることが確認できる。

しかしながら、平成18年7月26日に16年6月と18年6月の保険料を、18年8月28日に16年7月と18年7月の保険料を納付しているものの、申立期間の保険料の納付期限である18年9月には納付が記録されていない上、18年10月には18年8月と同年9月の保険料を、それぞれ別の日に納付した記録があり、月末に定期的に納付していたものが遅れたことにより、結果として、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと推認される。

また、コンビニエンスストア各店舗では、POSシステムにより収納データをコンビニエンスストア本部に送信するとともに、領収済通知書に記載された金額と収納額とを突合した上で領収済通知書をコンビニエンスストア本部に送付し、その後、コンビニエンスストア本部においても領収済通知書と各店舗POSシステム情報とを突合するなど、二重のチェックが行われていることから、収納時の不手際も考え難い。

さらに、申立人は、申立ての国民年金保険料を納付したとする具体的な時期及び店舗を特定することはできず、このため、各コンビニエンスストア本

部に領収済通知書の保管状況を確認依頼したところ、納付の事実の確認は不可能との回答である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から44年6月まで

私は、昭和40年6月ごろにA町役場において、国民年金の加入手続を行った。その後は、毎月あるいは3か月ごとに近所のお寺に集金に来ていた役場の職員に国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年6月ごろにA町役場において、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は44年11月27日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳によると、資格取得日が昭和44年7月1日となっており、昭和44年度国民年金印紙検認記録の4月から6月までの欄に斜線が引かれていることから、申立期間当時は国民年金に加入していなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 57 年 9 月 26 日から 60 年 3 月 26 日まで

私は、A社において、申立期間当時、受けていた給料の額に比べて標準報酬月額が、著しく低く申告されている。また、B事業所においても、受けていた給料の額に比べて標準報酬月額が約半分で申告されている。調査の上、報酬月額を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたA社において、当時の資料は無く詳細は不明である上、申立期間当時の元同僚からも、申立期間に係る申立人の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額等を確認することはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する申立人の被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額は一致しており社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然さは見られない。

さらに、当該事業所において申立人と同年度に資格取得している同僚の標準報酬月額の記録を比較してみても、申立人と同額であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが不合理である事情はうかがえない。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人が勤務していたB事業所については、申立期

間当時の資料は無く、当時の事業主も既に他界しており、詳細は不明である上、申立期間当時の元同僚からも、申立期間に係る申立人の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額などを確認することはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する申立人の被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額は一致していることから社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然さは見られない。

さらに、当該事業所において申立人と同時期に資格を取得している同僚及び申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は同額であるとともに、翌年度の定時決定時の標準報酬月額も同額であることから、申立人の標準報酬月額のみが不合理である事情はうかがえない。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無く、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。